

特集：実務解説！改正派遣法をめぐる Q&A（前編）…………… 2

派遣労働者ごとと事業所ごとに3年の期間制限

昨年に9月30日に施行された改正労働者派遣法。同改正法では、派遣先事業所単位の抵触日が設けられ、派遣元から3年を超える労働者派遣の役務提供は受けられないこととされた。特集では改正派遣法の実務解説「前編」として、社会保険労務士の田原咲世氏に解説いただく。

好評連載	◆人手不足時代の採用活動のあり方 [3] ……………32
	若者雇用促進法
	社会保険労務士 田代英治
	◆「多様な働き方」時代の賃金設計 [7] ……………38
	正社員の報酬の考え方(2)
	株式会社プライムコンサルタント 田中博志
	◆これで安心！ストレスチェックの実施実務 [2] ……………46
	ストレスチェック制度とは（後編）
	医師・労働衛生コンサルタント さくらざわ博文
	◆職場トラブル解決のヒント！ [20] ……………56
	裁判において解雇の有効・無効判断の分かれ目とは？
	弁護士 向井蘭
	◆全国ハローワーク探訪 [627] ……………60
	地域の雇用・労働の核となるハローワークを目指して
	福岡・八女公共職業安定所 児玉晃生

年頭所感	…………… 10
ニュース	妥結額は88万593円、伸び率は3.79%（経団連が年末賞与・一時金妥結状況（最終計）を発表）／パート組合員数が初めて1割超す（厚労省・労働組合基礎調査）／65歳以上の高齢者も被保険者に（雇用保険部会が報告書を取りまとめる）／マタハラの防止措置を義務付け（雇用均等分科会が報告書を公表）／直近3年の採用・離職者数等を提供（若者雇用促進法にかかる省令等が答申）／今月の資料室…………… 20 < Labor Radar vol.57 > …………… 24
労務相談室	完全週休2日制を採用／両日労働させた場合はどちらが休日労働か …………… 58
編集後記	…………… 64